

945-0011

柏崎市松波4-13-13

クリーンセンターかしわざき 様

環中研 第 22-22-01-00228-0000 号

令和 4 年 1 月 20 日

厚生労働大臣登録検査機関  
(登録番号 第26号)

建築物飲料水水質検査機関(新潟60第306001号)

一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所

〒940-2127 長岡市新産2丁目12番地7

TEL(0258)46-7151 FAX(0258)46-9851

# 水質検査成績書

検査責任者	検査担当者	
	細菌	理化学

令和4年1月17日付ご依頼の水質検査成績は以下のとおりです。

検 体	検査種別	建築物一般検査(12項目)				
	検水種別	上水道				
	採水場所	ゴミ処理棟 試験室 流し				
	採水者	検査機関	検査期日	令和4年1月17日 ~ 令和4年1月20日		
	採水日時	令和4年1月17日 14:20	気温	℃	水温	9.0℃
天候等	当日天候 雪	前日天候	採水時残留塩素(mg/l) 0.4			
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準	
一般細菌	0	1ml中100以下	アン化物イオン及び塩化アン	—	0.01mg/l以下	
大腸菌	検出しない	検出されないこと	クロロホルム	—	0.06mg/l以下	
塩化物イオン	14	200mg/l以下	ジプロモクロロメタン	—	0.1mg/l以下	
有機物(TOC)	0.3未満	3mg/l以下	プロモジクロロメタン	—	0.03mg/l以下	
pH値	6.9	5.8~8.6	プロモホルム	—	0.09mg/l以下	
味	異常なし	異常でないこと	総トリハロメタン	—	0.1mg/l以下	
臭気	異常なし	異常でないこと	ホルムアルデヒド	—	0.08mg/l以下	
色度	0.5未満	5度以下	クロロ酢酸	—	0.02mg/l以下	
濁度	0.1未満	2度以下	ジクロロ酢酸	—	0.03mg/l以下	
亜硝酸態窒素	0.004未満	0.04mg/l以下	トリクロロ酢酸	—	0.03mg/l以下	
硝酸態及び亜硝酸態窒素	0.33	10mg/l以下	臭素酸	—	0.01mg/l以下	
鉄及びその化合物	0.03未満	0.3mg/l以下	塩素酸	—	0.6mg/l以下	
蒸発残留物	—	500mg/l以下				
鉛及びその化合物	—	0.01mg/l以下				
亜鉛及びその化合物	—	1.0mg/l以下				
銅及びその化合物	—	1.0mg/l以下				
判定	建築物一般検査基準に適合します。					
備考	*印の検査成績は水質基準に不適合です。 基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 各項目毎の別表番号は裏面に記載。検査成績欄の単位は水質基準欄の単位に同じ。					

検 査 項 目	検査方法	検 査 項 目	検査方法
一般細菌	別表第 1	シアン化物イオン及び塩化シアン	別表第 1 2
大腸菌	別表第 2	クロロホルム	別表第 1 5
塩化物イオン	別表第 1 3	ジブロモクロロメタン	別表第 1 5
有機物 (TOC)	別表第 3 0	ブロモジクロロメタン	別表第 1 5
pH値	別表第 3 1	ブロモホルム	別表第 1 5
味	別表第 3 3	総トリハロメタン	別表第 1 5
臭気	別表第 3 4	ホルムアルデヒド	別表第 1 9
色度	別表第 3 6	クロロ酢酸	別表第 1 7
濁度	別表第 4 1	ジクロロ酢酸	別表第 1 7
亜硝酸態窒素	別表第 1 3	トリクロロ酢酸	別表第 1 7
硝酸態及び亜硝酸態窒素	別表第 1 3	臭素酸	別表第 1 8 の 2
鉄及びその化合物	別表第 5	塩素酸	別表第 1 3
蒸発残留物	別表第 2 3		
鉛及びその化合物	別表第 6		
亜鉛及びその化合物	別表第 6		
銅及びその化合物	別表第 6		

検査責任者 (水質検査部門管理者)

厚生労働大臣登録検査機関 (登録番号第26号)

一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所

専務理事 金子 賢司

クリーンセンターかしわざき 様

環中研 第 23-22-01-00242-0000 号  
令和 5 年 1 月 25 日  
厚生労働大臣登録検査機関  
(登録番号 第26号)  
建築物飲料水水質検査機関(新潟60第306001号)  
一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所  
〒940-2127 長岡市新産2丁目12番地7  
TEL(0258)46-7151 FAX(0258)46-9851

# 水質検査成績書

令和 5 年 1 月 23 日付ご依頼の水質検査成績は以下のとおりです。

検査責任者	検査担当者	
	細菌	理化学

検 体	検査種別	建築物一般検査(12項目)				
	検水種別	上水道				
	採水場所	ゴミ処理棟 試験室 流し				
	採水者	検査機関	検査期日	令和 5 年 1 月 23 日 ~ 令和 5 年 1 月 25 日		
	採水日時	令和 5 年 1 月 23 日 13:45	気温	℃	水温	8.0 ℃
	天候等	当日天候 曇り	前日天候		採水時残留塩素(mg/L)	0.45

検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1mL中100以下	シアン化物イオン及び塩化シアン	—	0.01mg/L以下
大腸菌	検出しない	検出されないこと	クロロホルム	—	0.06mg/L以下
塩化物イオン	14	200mg/L以下	ジブロモクロロメタン	—	0.1mg/L以下
有機物(TOC)	0.4	3mg/L以下	ブロモジクロロメタン	—	0.03mg/L以下
pH値	7.0	5.8~8.6	ブロモホルム	—	0.09mg/L以下
味	異常なし	異常でないこと	総トリハロメタン	—	0.1mg/L以下
臭気	異常なし	異常でないこと	ホルムアルデヒド	—	0.08mg/L以下
色度	0.5未満	5度以下	クロロ酢酸	—	0.02mg/L以下
濁度	0.1未満	2度以下	ジクロロ酢酸	—	0.03mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満	0.04mg/L以下	トリクロロ酢酸	—	0.03mg/L以下
硝酸態及び亜硝酸態窒素	0.36	10mg/L以下	臭素酸	—	0.01mg/L以下
鉄及びその化合物	0.03未満	0.3mg/L以下	塩素酸	—	0.6mg/L以下
蒸発残留物	—	500mg/L以下			
鉛及びその化合物	—	0.01mg/L以下			
亜鉛及びその化合物	—	1.0mg/L以下			
銅及びその化合物	—	1.0mg/L以下			

判定	建築物一般検査基準に適合します。*
----	-------------------

備考	*印の検査成績は水質基準に不適合です。 基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 各項目毎の別表番号は裏面に記載。検査成績欄の単位は水質基準欄の単位に同じ。
----	---

検査項目	検査方法	検査項目	検査方法
一般細菌	別表第1	シアン化物イオン及び塩化シアン	別表第12
大腸菌	別表第2	クロロホルム	別表第15
塩化物イオン	別表第13	ジブロモクロロメタン	別表第15
有機物 (TOC)	別表第30	ブロモジクロロメタン	別表第15
pH値	別表第31	ブromoホルム	別表第15
味	別表第33	総トリハロメタン	別表第15
臭気	別表第34	ホルムアルデヒド	別表第19の2
色度	別表第36	クロロ酢酸	別表第17
濁度	別表第41	ジクロロ酢酸	別表第17
亜硝酸態窒素	別表第13	トリクロロ酢酸	別表第17
硝酸態及び亜硝酸態窒素	別表第13	臭素酸	別表第18の2
鉄及びその化合物	別表第5	塩素酸	別表第13
蒸発残留物	別表第23		
鉛及びその化合物	別表第6		
亜鉛及びその化合物	別表第6		
銅及びその化合物	別表第6		

検査責任者（水質検査部門管理者）

厚生労働大臣登録検査機関（登録番号第26号）

一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所

専務理事 金子 賢司

## 水質検査成績書

検査者 責任者	検査担当者	
	細菌	理化学

令和6年1月9日付ご依頼の水質検査成績は以下のとおりです。

検 体	検査種別	建築物一般検査(12項目)				
	検水種別	上水道				
	採水場所	ゴミ処理棟 試験室 流し				
	採水者	検査機関	検査期日	令和6年1月9日 ~ 令和6年1月12日		
	採水日時	令和6年1月9日 13:45	気温	℃	水温	11.0℃
天候等	当日天候 曇り	前日天候	採水時残留塩素(mg/L) 0.4			
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準	
一般細菌	0	1mL中100以下	シアン化物イオン及び塩化シアン	—	0.01mg/L以下	
大腸菌	検出しない	検出されないこと	クロロホルム	—	0.06mg/L以下	
塩化物イオン	14	200mg/L以下	ジプロモクロロメタン	—	0.1mg/L以下	
有機物(TOC)	0.3未満	3mg/L以下	ブロモジクロロメタン	—	0.03mg/L以下	
pH値	7.0	5.8~8.6	ブロモホルム	—	0.09mg/L以下	
味	異常なし	異常でないこと	総トリハロメタン	—	0.1mg/L以下	
臭気	異常なし	異常でないこと	ホルムアルデヒド	—	0.08mg/L以下	
色度	0.5未満	5度以下	クロロ酢酸	—	0.02mg/L以下	
濁度	0.1未満	2度以下	ジクロロ酢酸	—	0.03mg/L以下	
亜硝酸態窒素	0.004未満	0.04mg/L以下	トリクロロ酢酸	—	0.03mg/L以下	
硝酸態及び亜硝酸態窒素	0.34	10mg/L以下	臭素酸	—	0.01mg/L以下	
鉄及びその化合物	0.03未満	0.3mg/L以下	塩素酸	—	0.6mg/L以下	
蒸発残留物	—	500mg/L以下				
鉛及びその化合物	—	0.01mg/L以下				
亜鉛及びその化合物	—	1.0mg/L以下				
銅及びその化合物	—	1.0mg/L以下				
判定	建築物一般検査基準に適合します。					
備考	*印の検査成績は水質基準に不適合です。 基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 各項目毎の別表番号は裏面に記載。検査成績欄の単位は水質基準欄の単位に同じ。					

検 査 項 目	検査方法	検 査 項 目	検査方法
一般細菌	別表第 1	シアン化物イオン及び塩化シアン	別表第 1 2
大腸菌	別表第 2	クロロホルム	別表第 1 5
塩化物イオン	別表第 1 3	ジブロモクロロメタン	別表第 1 5
有機物 (TOC)	別表第 3 0	ブロモジクロロメタン	別表第 1 5
pH値	別表第 3 1	ブロモホルム	別表第 1 5
味	別表第 3 3	総トリハロメタン	別表第 1 5
臭気	別表第 3 4	ホルムアルデヒド	別表第 1 9 の 2
色度	別表第 3 6	クロロ酢酸	別表第 1 7
濁度	別表第 4 1	ジクロロ酢酸	別表第 1 7
亜硝酸態窒素	別表第 1 3	トリクロロ酢酸	別表第 1 7
硝酸態及び亜硝酸態窒素	別表第 1 3	臭素酸	別表第 1 8 の 2
鉄及びその化合物	別表第 5	塩素酸	別表第 1 3
蒸発残留物	別表第 2 3		
鉛及びその化合物	別表第 6		
亜鉛及びその化合物	別表第 6		
銅及びその化合物	別表第 6		

検査責任者 (水質検査部門管理者)  
厚生労働大臣登録検査機関 (登録番号第26号)  
一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所  
専務理事 野口 修也